

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、(株)三国(所在地 福井県坂井市)に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和6年7月1日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 笠原 光義
電話 025-370-6647 (課直通)

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 松浦 千恵
電話 025-370-6650 (課直通)

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 三国	福井県坂井市三国町新保40-6

2. 指名停止措置期間： 令和6年7月1日～令和6年9月30日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、令和6年3月7日に開札した北陸地方整備局金沢河川国道事務所発注の「令和6年度徳光海象観測機器保守点検業務」の契約を締結したが、契約の履行が困難であるとして、同年5月1日に履行不能届を提出し、同月17日に契約解除に至った。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内